解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年一月三十日に練馬区長の認可をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十一日

東京都練馬区大泉町一丁目二一番一二号
中里中央土地区画整理組合
代表清算人　村田　健二

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十月二十七日開催の臨時総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十五年二月七日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十一日

兵庫県篠山市南矢代七九三番地
南矢代生産森林組合
清算人　井上　隆示

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市大塚四八八番地、最後の住所東京都八王子市大塚一六九番地
被相続人　亡　井上　文吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市西つつじケ丘一丁目二八番地九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　横田新太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

事務所東京都日野市日野本町三丁目一四番一八号谷井ビル四階日野市民法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市中島町二五番地、最後の住所静岡市葵区天王町三番九号　マイライフ天王三〇三号
被相続人　亡　長谷川　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

静岡市葵区八番町二番地の八　わかば司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　宮崎　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市新吉町二三番地、最後の住所愛知県豊橋市白河町二九番地一―一三B
被相続人　亡　鈴木ヒロ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

名古屋市東区白壁二―一―二一コンセール白壁三階せせらぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小堀　良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市安土町石寺一三四〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小林　みぱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

事務所滋賀県近江八幡市出町七六八エスペラント二階
相続財産管理人　弁護士　俣木　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区泉涌寺東林町一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　木下　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町二八〇番地　インターワンプレイス京都四階
京都第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大河原壽貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市網野町木津五三三番地、最後の住所京都市中京区木屋町通三条下る材木町一八九番地カワセハウス四〇三号
被相続人　亡　岡　扶美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地京都フクトクビル三階
相続財産管理人　弁護士　山地　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市右京区太秦垣内町一一番地、最後の住所大阪府大阪市住之江区西加賀屋四丁目五番二五号
被相続人　亡　田中　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番四号信用保証ビル六階
相続財産管理人　弁護士　宮下幾久子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県幡多郡黒潮町上田の口七〇番地、最後の住所高知県四万十市渡川一丁目八番一九号
被相続人　亡　川村　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

高知県四万十市中村大橋通六丁目七番九号
相続財産管理人　司法書士　矢野　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県小城市三日月町織島八九六番地、最後の住所佐賀県佐賀市開成六丁目一四番一〇号福岡病院内　被相続人　亡　野口　典幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

佐賀県佐賀市水ヶ江六丁目七番五号
相続財産管理人　司法書士　力武　秀幸

決　算　公　告

平成25年3月11日

東京都江東区新木場一丁目8番20号
株式会社サワムラ
代表取締役　澤邑　則夫

貸借対照表の要旨
（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	497,407	流動負債	436,355
固定資産	1,187,114	固定負債	974,234
固定資産 有形固定資産	979,820	株主資本	273,931
固定資産 無形固定資産	192,508	資本金	45,000
投資その他の資産	14,784	資本剰余金	△276
		その他資本剰余金	△276
		利益剰余金	231,525
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	211,525
		（うち当期純利益）	(383)
		自己株式	△2,317
資産合計	1,684,522	負債・純資産合計	1,684,522